

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成20年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成20年度における調達の目標

平成20年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成19年2月2日閣議決定）以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、OCR用紙、ジアゾ感光紙) 印刷用紙 (カラー用紙を除く) 印刷用紙 (カラー用紙) 衛生用紙 (トイレットペーパー、ティッシュペーパー)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

印箱
公印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
粘着テープ（布粘着）
両面粘着紙テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット(玉)
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー
（ウェットタイプ）
OAクリーナー
（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース（FD
・CD・MO用）
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット

<p>OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む） のり（澱粉のり）（補充用を含む） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス 付箋紙 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ</p>	
--	--

3. 機器類

<p>いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
--	-------------------------------------

コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
--	--

4. O A 機器

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） 電子計算機 プリンタ プリンタ・ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機	20年度に購入する物品及び20年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とする。
--	--

5. 家電製品

電気冷蔵庫等(電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫) テレビジョン受信機 ビデオテープレコーダー 電気便座	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

6. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

7. 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------------	------------------------------

石油温水機器 ガス調理機器	
------------------	--

8. 照明

蛍光灯用照明器具 蛍光管	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------------	------------------------------

9. 自動車等

一般公用車	調達の予定はない。
一般公用車以外の自動車	調達の予定はない。
ETC対応車載器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
VICS対応車載器	調達の予定はない。

10. 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
なお、再生ポリエステルが50%以上使用されている製品を選択する。

11. インテリア・寝装寝具

カーテン カーペット (織じゅうたん、ニードルパンチカーペット) 毛布等 (毛布、ふとん) ベット (ベットフレーム、マットレス)	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

12. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---------------------------	------------------------------

13. 作業用手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 設備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機	調達の予定はない。

15. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

16. 役務（省エネ診断役務）

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。

II. 特定調達物品等以外の平成20年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 環境物品の選択にあたっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等の物を調達するように努める。

2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本研究所内にグリーン調達のための推進本部を設ける。

2. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ、公表する。取りまとめ方法は今後検討することとする。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
6. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
7. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は総務課経理第一、二係とする。